

参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業  
プロポーザル（企画提案）募集要領

1 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業の実施にあたり、同条第2項第2号及び第4号に規定する事業を実施し、地域住民の生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備する。

2 委託業務

(1) 業務名

令和6年度保健福祉委第2号

参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業業務

(2) 目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号及び第4号に規定する事業を実施し、地域住民の生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を進めることを目的とする。

(3) 内容

別紙「参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業プロポーザル（企画提案）仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（ただし、静岡市は静岡市議会において令和6年度の当該事業の予算減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除できるものとします。）

(5) 委託料

年額34,974,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

(6) 支払方法

分割払い

3 応募資格

この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人格を有し、静岡市内に事業所を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格の停止等の措置を受けている期

間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

#### 4 選定スケジュール

##### (1) 質問と回答

別紙「プロポーザル（企画提案）仕様書」等の内容についての質問は、「質問票」（様式1）により、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話（054-221-1366 福祉総務課地域福祉係）に連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。

##### ア 質問の受付期間

令和6年2月16日（金）午後5時まで

##### イ 質問への回答

随時ホームページに掲載する。

##### ウ 電子メール [fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp](mailto:fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp)

##### (2) 応募申込書及び企画提案書等の提出

応募申込書及び企画提案書等の提出は、次のとおり郵送（特定記録郵便等配達記録される方法）又は持参により行うこと。

##### ア 応募申込書及び企画提案書等の提出締切日

令和6年2月28日（水）午後5時（必着）

##### イ 受付時間

土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

##### ウ 提出場所

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係  
（静岡市役所 静岡庁舎新館14階）

##### (3) プレゼンテーション

提出いただいた企画提案書に基づき、必要に応じ次のとおりプレゼンテーションを実施する。

##### ア 日時

令和6年3月7日（木）を予定

※日程は変更の可能性あり。

※実施の有無、日時及び開催場所については、別途通知する。

(4) 選定結果通知

選定結果については、令和6年3月13日（水）以降に提案者全てに通知するとともに、受託予定事業者の名称をホームページで公表する。

(5) 選定されなかった事業者の説明要求

選定の結果、選定されなかった事業者からの説明要求は、結果通知から7日以内に行うこと。説明要求に対する回答は、説明要求のあった日より3日以内に行うこととする。

(6) 契約手続等

選定結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結するための手続を行う。

なお、決定者になった場合は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、当該決定者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

## 5 提出書類等

(1) 応募申込書（様式2）及び添付資料アからオまで

ア 団体等の活動内容がわかるもの

イ 直近の事業計画書、直近1年間の事業報告書及び直近の決算時の財務諸表

ウ 定款又は寄附行為の写し

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 納税証明書（法人市民税は令和3年度、令和4年度分を、固定資産税は令和4年度、令和5年度分を、消費税及び地方消費税は納税証明書（その3）を、納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書を提出すること。）

※ア、イ及びウは任意の様式、エ及びオは各官公署で参加申出日から3か月以内に発行されたもの（コピー可）を各1部提出すること。

(2) 企画提案に関するもの

ア 企画提案書

イ 見積書（年額で作成し、消費税及び地方消費税は10%とすること。1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

ウ 積算内訳書

※アからウまでをセット（ページ番号付番）にすること。

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 書式等

- ア 企画提案書については、自由様式とする。用紙サイズはA4版とし、縦横どちらでも可。
- イ 企画提案書等は紙媒体10部を提出すること。
- ウ 企画提案書のページ数制限はないが、(2)の記載項目の順に、可能な限り簡潔にまとめること。
- エ 散逸しないような形で綴ること。

(2) 記載項目

ア 事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢等を踏まえ、別紙「プロポーザル（企画提案）仕様書」（以下「仕様書」という。）による参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に対する基本的な考え方を説明すること。

イ 事業実施体制

参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業にかかる相談員等の配置に関して、以下の事項について提案すること。なお、仕様書の7「人員配置」に掲げる事項について提案は、漏れなく記載すること。

- (ア) 相談員等の配置計画（雇用形態、資格、経験及び能力等）
- (イ) 相談員等の業務内容（具体的に記載すること。）

ウ 事業実施内容

事業の実施に関して、以下の事項について具体的に記載して提案すること。

- (ア) 本事業の目的及び必要性について
- (イ) 支援対象者の情報収集の方法
- (ウ) 支援対象者のアセスメント方法
- (エ) 支援対象者の支援プラン作成方法、評価期間の設定、再評価方法
- (オ) 支援対象者への参加支援のうち、社会参加の機会の確保、社会参加の場の拡充、新規開拓の実施内容、方法
- (カ) 支援対象者へのアウトリーチ等を通じた継続的支援のうち、支援の実施内容、方法

エ 自由提案

本業務を受託する際に、より効果的に事業を遂行するために仕様書に記載の内容以外に追加したい事項又は内容を変更したいこと等があれば、その提案内容を導入することに伴う効果と併せて自由に記載すること。

なお、静岡市が必要と認めた提案内容については、契約時に仕様書を見直す予定である。

オ 過去の実績

官公庁又は各種法人等において、本業務に類似した業務の実績について、具体的に記載し、本業務に活用できる事項等があれば併せて記載すること。

(3) 注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- ウ 企画提案書等の書類は、返却しない。
- エ 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

(4) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

- ア 提出期限を超過したもの
- イ 応募資格を満たしていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 提案者が次のいずれかに該当するとき。
  - a 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。
  - b 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
  - d 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - e 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ その他見積りの条件に違反したとき。

7 見積書について

(1) 作成上の注意事項

事業の運営（人件費、消耗品費等）や環境整備に必要な備品類、施設設置及びそれらの維持管理に要する費用は全て本事業の実施経費に盛り込むこと。

(2) 見積書の金額の数字及び記載事項の訂正

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

8 プレゼンテーションについて

(1) 実施方法等

ア 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりとする。

・準備及び説明：20分 ・質疑応答：10分

ウ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。

オ プロジェクター、スクリーンは当方で用意する。

カ プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。

キ 必ず審査票の提案項目の上から順番どおりにプレゼンテーションを行うこと。

(2) 評価者

本市が設置する選定委員会における委員が評価者となる。

(3) 企画提案の評価

ア 企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、プロポーザル（企画提案）審査票（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得たものを本業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行う。

イ 最高得点が複数存在した場合には、審査項目ごとの順位づけで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。

ウ 最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(4) 企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出すること。

10 事務局（問合せ先）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館14階）

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係

電 話 054-221-1366

メー ル fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp